

第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「第2編 災害予防対策 第2章 地域防災力の向上」「第3編 災害応急対策 第2章 情報収集伝達・警戒活動」によるものとする。